平成２１年（フ）第３７１号
福井県あわら市舟津第32号２番地１
破産者　横井　浩章
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
福井県あわら市下金屋第８号34番地
破産者　山田　憲一
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
福井県勝山市昭和町３丁目２番38号
破産者　福嶋都紀子
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
福井県鯖江市鳥羽２丁目７番20号
破産者　山本　浩康
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７３号
長野県安曇野市豊科5709番地１　セントラルコア２－Ａ
破産者　竹内　　誠
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第８４９号
愛知県大府市共和町３丁目21番地の８　リバーサイド福田301号
破産者　川口酒店こと　川口　照男
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８５７号
名古屋市西区堀越１丁目１番１号　東レ株式会社愛知事業場明和寮
破産者　坂東　秀祥
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２００１号
愛知県豊明市三崎町ゆたか台33番地28
破産者　本村　嘉崇
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９５７号
大阪府岸和田市尾生町5209番地の５上松上住宅２－２、前住所大阪府岸和田市岡山町1332番地の５
破産者　川端　勝一
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０８９号
大阪府貝塚市水間589番地４
破産者　中川郁素子
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
東京都日野市万願寺２丁目26番地の７メゾンミニヨンＫ―101、前住所東京都調布市飛田給３丁目42番地25レオパレスコンフォール101
破産者　川越　隆二
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
岡山県倉敷市東町３番15号サクラライフ東町303号、開始決定時の住所大阪府泉南市岡田７丁目1664番地の73
破産者　山下　博之
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
大阪府和泉市王子町1119番地の36、営業所所在地大阪府泉大津市東豊中町１丁目６－２豊ビル１階
破産者　串処愛勝こと山本司こと　山本　　愛
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
大阪府和泉市上代町113番地の６、前住所奈良県橿原市上品寺町70番地の11
破産者　嶋津　　修
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
大阪府和泉市上代町113番地の６、前住所奈良県橿原市上品寺町70番地の11
破産者　嶋津　和子
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５５０号
大阪府和泉市幸１丁目８番１―815号、営業所所在地大阪府泉北郡忠岡町馬瀬１－４―13
破産者　ボグこと松本忠男こと　李　　忠男
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９０７号
神戸市垂水区東垂水町字菅ノ口703番地の11、従前の住所神戸市垂水区青山台８丁目１番25―505号
破産者　坂本　光次
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５４号
神戸市北区有野台２丁目９番有野台公社賃貸住宅４―203号
破産者　丸山　孝次
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部